

第 590 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 11 月 4 日（木）午後 1 時 29 分から午後 2 時 42 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

| | | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 稲村 耕一 | 2 | 澤邊 治之 | 3 | 鈴木 昇 | 4 | 山崎 正秀 |
| 5 | 佐久間 容 | 6 | 平野 弁一 | 7 | 大後 護 | 8 | 渡邊 和巳 |
| 9 | 茂木 比呂志 | - | - | 11 | 川口 寛市 | 12 | 鈴木 伸江 |
| 13 | 小柴 賢次郎 | 14 | 白井 和子 | | | | |

4 欠席委員（1 人）

| | | | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|--|--|
| 10 | 森田 泰彰 | | | | | | |
| | | | | | | | |

5 事務局職員（4 人）

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 藤川 幸男 | 係長 鈴木 宏誌 | 書記 樋口 悠亮 | 書記 山口 芳郎 |
| | | | |

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 5 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

専決処分報告について

第 590 回 富津市定例農業委員会

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| 事務局長 | <p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。出席予定の全ての委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 590 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、14 名中 13 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>みなさん、こんにちは。10 月の各研修には参加いただきありがとうございました。市内では散歩中の人のイノシシ被害もあり、お気を付けください。ニュースでは燃料代の値上がりが報道されています。生活物資へのしわ寄せなどが考えられますが、内訳はあらかじめ税金なわけで、不況下での対策を考えていただければと思っています。</p> |
| 議長 | <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 590 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。7 番大後護委員、8 番渡邊和巳委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>といたします。</p> <p>議案第1号1番につきましては、茂木委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定により、茂木委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【茂木委員 一時退席】</p> |
| 議長 | <p>では、議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴委員、お願いします。</p> |
| 小柴委員 | <p>申請地を11月1日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、関豊連絡所より南東方向約800mの地点に位置にする農地であります。申請理由は、相続で取得しましたが遠方に在住のため管理できないことから処分しようとするものであり、権利者は、自宅近くで耕作にも便利なことから、規模拡大のため取得しようとするものであります。営農計画は、飼料作物の栽培となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。義務者は、相続により取得した農地ですが、遠方のため管理できないことから権利者に賃貸借権による貸付けをしておりましたが、今後も自作することは不可能であるので契約の解除を行い、所有権移転の本申請に至ったものであります。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、3筆、合計面積1,179㎡、権利者の耕作面積は18,482㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ござい</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。茂木委員はお戻りください。</p> <p>【茂木委員 入室、着席】</p> <p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明は、10番 森田委員ですが本日欠席ですので、事務局から代わって説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局(山口)</p> | <p>森田委員が欠席でございますので、事務局より申請内容につきましてご説明いたします。所在地は別添資料をご覧ください。富津中学校より南西方向約800mの地点に位置にする農地であります。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが後継者もなく、労働力も不足し耕作を続けていくことが難しいため売却を考え、権利者は、自宅近くで自作地に隣接していることから規模拡大のため、売買による所有権移転の本申請であります。営農計画は、季節野菜の栽培を予定しております。申請地は、農用地区域内の農地で、2筆、合計面積1,078㎡、権利者の耕作面積は7,429㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | <p>続いて、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村耕一委員、お願いします。</p> |
| 稲村委員 | <p>申請地は11月3日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、飯野小学校より東方向約600mの地点に位置にする農地であります。</p> <p>申請理由ですが、義務者は高齢で後継者もないことから売却を考え、自作地近くで耕作に便利である権利者と話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。義務者は、高齢であり、後継者もないことから売却するものであり、権利者の自作地に近く耕作にも便利であることから、経営拡大のため売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農用地区域内の農地3筆、合計面積1,048㎡、権利者の耕作面積は7,795㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等についても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番5番については、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思います。よろしいでし</p> |

| | |
|---------|--|
| 平野委員 | <p>ようか。（異議なしの声）</p> <p>では、議案第1号4番5番につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第1号4番・5番について申請地を11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高等学校より南の方向約500m付近に位置する農地であります。権利者は、前月の許可申請に引続き農地所得のための申請であり、ブドウ栽培を計画しております。義務者は、用水設備の修繕費用が多額であること、高齢により今後農業を続けていくことが困難となることから、水稻栽培を取り止め、売買による所有権移転の申請に至ったものであります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>私からの説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。本案件は、農地所有適格法人の要件を満たしている権利者が、前月に引続き農地を所得するため、売買による所有権移転の本申請であります。申請面積は、地権者2名より農用地区域内農地5筆、3,647㎡を取得しようとするもので、権利者の耕作面積は9,557㎡であり、農用地区域内農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えておりますので、基準は満たしております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>次に、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、3番鈴木昇 委員をお願いします。</p> |
| <p>鈴木昇委員</p> | <p>議案第2号について申請地を11月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より南の方向約400mの地点に位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在権利者が所有する耕作中の農地で、営農を継続しながら太陽光発電による自然エネルギーを利用して、新しい農業展開を計画するために、営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用申請を行うこととなりました。営農計画としましては、水稻栽培を行い、営農型太陽光発電施設として引き続き農地として利用する計画です。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありますが、権利者は令和2年2月7日付けで富津市岩瀬の農地にて営農型太陽光発電施設の転用許可を受け、みかんの栽培を行っていますが、現在みかんの生育がうまくいっていない状況となっております。権利者によると、試行錯誤をしているがなかなか思うように生育しないため、今後さらに改善をしていく計画とのことです。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局(樋口)</p> | <p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、営農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。農地区分に関しては、農用区域内の農地ではありますが、一時転用となっており、太陽光発電施設の下で営農を行う計画となっている</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>ため、問題ありません。耕作については、権利者が引き続き行います。</p> <p>千葉県指針では、支柱部分のみの転用と定められておりますので、本申請では、1.13 m²が転用面積となります。造成については現状のまま耕作を行い、埋め立てはありません。また、転用にあたって用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>権利者は令和2年2月7日付けで富津市岩瀬の農地にて営農型太陽光発電施設の転用許可を受けておりますが、耕作をしているみかんがあまりうまく育っていない状況です。営農型太陽光発電施設における耕作作物については「周辺の農地の平均水準と比べ8割以上」の単収要件があり、今後これを達成していく必要があります。権利者によると試行錯誤をして耕作しているが思うように育てられていないとのことで、また、現地は頻りに草刈りなどがされており、耕作放棄がされている状態ではないため、権利者に対し、これまでの耕作記録と、今後の改善計画の提出を求めているところです。</p> <p>なお、本件土地については営農型太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p> |
| 稲村委員 事務局（樋口） | <p>日照減によって収量目標に達しないという場合はどうするのか。</p> <p>営農型太陽光施設なので、（元）収量の8割以上を確保する必要があり、達しない場合は改善を求め、最終的には原因施設の撤去を求めることになる。</p> |
| 佐久間委員 事務局（樋口） | <p>支柱（施設）が立（建）つのに、（農業）機械は使えるのか。</p> <p>かなり高い支柱になり、パネル下で耕作機械が作業可能となる。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 鈴木伸江委員 事務局（樋口） | 地域（八田沼）で説明会は実施したのか。 （隣地地所有者からの）書面による同意書が添付されている。 |
| 渡邊委員 | 申請面積は脚部分だが、パネルの面積はどのくらいか、敷地全面的か。それだと（パネルが高いので）隣地まで影になると思うが。また、現況は。 |
| 事務局（樋口） | 計画では敷地全面にパネルが並ぶ模様。パネルは固定式だが周辺に影響は無い計画で、その辺も承知したうえでの同意と思われる。現況は稲作耕作中。 |
| 稲村委員 | 私は隣地を耕作しているが、地主は不安が有るとは言っている。だが、田が並ぶ中で川に向けて高低差があり、申請地が一番低い位置ではある。 |
| 鈴木昇委員 | 陽は（パネル無しに比べ）70%くらい当たるらしい。周辺者は風を心配し、固定式のほうが良いと考えているようだ。 |
| 稲村委員 | 80%という収量確保が可能なのか。標準をどう決めるのか。いずれにしる達成にはかなりの努力が必要と思う。 |
| 渡邊委員 | クリアできない場合は設備撤去（自分で責任を取る）ということなら、懸命に耕作するのではないか（賛成しても良さそう）。作付けは米より榊の方が良いのでは。 |
| 事務局（樋口） | 達成できない場合は適切に指導、最終は撤去を求めることになる。 |
| 川口委員 | 達成すべき収量は決まっているということか。何年か。 |
| 事務局（樋口） | 作付けの計画と、作物統計の富津市での10a当たりの数値が出ているので適用する。 |
| 議長 | よろしいですか。色々心配を頂きましたが、質疑を終了し採決に入ります。議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって議案第2号は承認されました。 |
| 議長 | 【議案第3号】 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番につきまして、担当委員の現 |

| | |
|------|--|
| | <p>地調査及び説明を、10番 森田委員ですが本日欠席ですので、代わって事務局からお願いします。</p> <p>議案第3号1番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より東の方向約400mに位置する農地であります。権利者は、国内エネルギー自給率の向上および地球温暖化防止対策の一つとして太陽光発電施設による売電事業を営んでおり、また、申請地は今後の耕作者がおらず、太陽光発電施設として有効活用するのに適しているため、賃借権設定を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっております。添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第3号2番につきまして、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> |
| 平野委員 | <p>議案第3号2番について、申請地を11月2日に確認しましたので</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR 大貫駅より東の方向約 200mに位置する、君津商業高校と駅の間くらい場所の農地であります。また富津市役所からは南東の方向約 1.3km の位置になります。申請地は駅から近く、建売分譲住宅用地として適していたため、所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>説明は以上になります。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局（樋口） | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水はかずさ水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水路に放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。建売分譲住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました。</p> |
| 鈴木昇委員 | <p>次に、議案第3号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、3番 鈴木昇 委員をお願いします。</p> <p>議案第3号3番について、申請地を11月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>さい。吉野小学校より南の方向 450mくらいに位置する農地であります。</p> <p>権利者は義務者と同一世帯であり、申請地は現在権利者が耕作中の義務者所有の農地で、営農を継続しながら太陽光発電による自然エネルギーを利用して、新しい農業展開を計画するために、営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用申請を行うことになりました。営農計画としましては、水稻の栽培を行い、営農型太陽光発電施設として引き続き農地として利用する計画です。また、権利者は先ほどと同じく令和2年2月7日付けで富津市岩瀬の農地にて営農型太陽光発電施設の転用許可を受けており、みかんの栽培を行っていますが、現在みかんの生育がうまくいっていない状況となっております。権利者によると、試行錯誤をしているがなかなか思うように生育できていないため、今後さらに改善をしていく計画とのことです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局（樋口） | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。本案件は、営農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。農地区分に関しては、農用地区域内の農地ではありますが、一時転用となっており、太陽光発電施設の下で営農を行う計画となっているため、問題ありません。耕作については、義務者と同一世帯である権利者が引き続き行います。千葉県の手引では、支柱部分のみの転用と定められておりますので、本申請では、0.58㎡が転用面積となります。造成については現状のまま耕作を行い埋め立てはありません。また、転用にあたって用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>権利者は令和2年2月7日付けで富津市岩瀬の農地にて営農型太</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>陽光発電施設の転用許可を受けておりますが、耕作をしているみかんがあまりうまく育っていない状況です。営農型太陽光発電施設における耕作作物については「周辺の農地の平均水準と比べ8割以上」の単収要件があり、今後これを達成していく必要があります。権利者によると試行錯誤をして耕作しているが思うように育てられていないとのことで、また、現地は頻繁に草刈りなどがされており、耕作放棄がされている状態ではないため、権利者に対し、これまでの耕作記録と、今後の改善計画の提出を求めているところです。</p> <p>なお、本件土地については営農型太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。質疑を打ち切り採決に入ります。</p> |
| 渡邊委員 事務局（樋口） | <p>営農型太陽光設置の場合、税金面（固定資産税）はどうなるのか。営農型を設置しても一時転用で、農地ではあるので地目は変わらないはず。課税に関して詳しくは把握していません。</p> |
| 平野委員 | <p>通常太陽光は雑種地、宅地並み課税となる。この申請地は一種農地なので通常は転用不可。しかし営農型は脚部分のみの転用で、他は農地のまま。また、一時転用なので3年ごとに検査がある。岩瀬の農地も検査を受けて、植付け作物の検討を指導しているところ。</p> |
| 稲村委員 | <p>私はこちらの隣地も耕作中。先ほどの田は低い位置だが、今回の田は隣と比べても平坦に並んでいるので、隣地が遮光されるかも。それで隣地での収量が減って、この施設の影響と判明したらどう訴えればよいのか。農業委員会が対応を求められるのか。地主は様子を知らないから同意したかもしれないが、耕作者は迷惑を被る。</p> |
| 事務局（樋口） | <p>周囲に影響がないという前提で申請されている。もし影響が出たとなったら、当事者同士での問題となる。</p> |
| 稲村委員 | <p>委員会の責任を問われることはないということで。</p> |
| 渡邊委員 | <p>日照の関係は、一般には（許可等は）厳しいもの。（影響等で揉め</p> |

| | |
|-----------|--|
| | た場合) 当事者間の問題だけで済む話なのか。 |
| 鈴木昇委員 | 施設 (パネル) の位置は。中央か敷地際までか、南寄りか。新たな電柱を立てる必要もあるだろう。 |
| 事務局 (樋口) | 中央に全面的に設置するようだ。自身の収量、周辺への影響が無い か (同意書があるが)、指導していく。 |
| 鈴木昇委員 | 営農型で水稻栽培の例は市内にあるか。 |
| 事務局 (樋口) | 近隣他市ではあるようだ。適切にされている例もある。 |
| 山崎委員 | 権利者は (みかん (畑) の経緯もあり)、他にも同様に (営農型太陽光を) 実施していく意向がありそうか。 |
| 鈴木昇委員 | 絹では地元の反対があり、(今回の) 八田沼になったようだ。 |
| 稲村委員 | 現地を耕作していない地権者は、現況をあまりわかっていない。 |
| 山崎委員 | 優良農地、農振農用地の真ん中で、こういう事例はあるか。整備された農地の中心に、他にも続けて設置されたら問題ではないか。 |
| 事務局 (樋口) | 好ましくはないだろうが、いけないとする明文は見当たらない。際どいと思うが、周辺の同意を得ている状況である。 |
| 山崎委員 | 転用を禁ずる明文は、昔から無いのではないか。県は責任と判断で一切認めない (訴訟も受けても)、としてきたはず。私達がここで認めて、次々に広まっていったら問題と思う。先ほど (議案 2 号) と周辺状況もちよっと違う。 |
| 平野委員、稲村委員 | 国が営農型を進めている状況、背景もあるが。 |
| 事務局 (樋口) | 難しいが、明文のないところで感情的な話で認めないとしても、相手 (申請者) への説明 (根拠) が難しいと思われる。 |
| 山崎委員 | これまで、それでも認めないとしてきたのだろう。 |
| 渡邊委員 | (天羽では) 土地改良費の残金がある箇所なら、絶対にダメとなる。 |
| 稲村委員 | 営農型なので耕地面積が減少するわけではない。しかし、隣接者が収量減となったら、死活問題である。 |
| 大後委員 | 田の真ん中まで電柱を設置したら (周辺耕作者は) 迷惑だろう。 |
| 鈴木昇委員 | 電柱は道路 (通路) に立つらしい (狭い場所だが)。パネルは 3m の高さに設置されると聞いた。 |
| 渡邊委員 | キャビン付コンバインが走るには 3.3m の高さが必要だろう。 |

| | |
|---------|---|
| 平野委員 | <p>この敷地が 1,239 m²で、一般的に 50kw 出力するには 800 m²必要らしい。もしこれなら 400 m²残る。なるべく南寄りに設置して、隣に迷惑を掛けないようにと指示することはできる。</p> |
| 議長 | <p>多く審議いただきましたが、それでは議案第 3 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手少数) 挙手少数であります。よって、議案第 3 号 3 番は不承認とします。</p> |
| 局長 | <p>この場合、不承認として県に送り、(許可は) 県の判断となります。</p> |
| 議長 | <p>【議案第 4 号】</p> <p>次に、議案第 4 号、「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 4 号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、9 番 茂木比呂志 委員をお願いします。</p> |
| 茂木委員 | <p>議案第 4 号の申請地を 11 月 2 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市民の森管理棟より北西の方向 600m に位置する農地であります。</p> <p>当該地は令和 2 年 6 月 24 日付けで貸しスタジオ用地として所有権移転の許可を受け、現在に至っております。貸しスタジオとしての機能を向上させ、より多様なニーズに対応できるようにするため、建物の面積を拡大し、あわせて工事期間を延長するものであります。申請する農地の筆数に変更はありません。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、貸しスタジオ用地として所有権移転の許可がされた土地でしたが、建物の面積の拡大および工事期間を延長することによる計画変更承認申請です。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。計画変更によ</p> |

| | |
|---------|---|
| 議長 | <p>る面積拡大について、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしと いうことですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第 4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【議案第5号】</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と いたします。こちらは、一括方式ということで、農用地利用配分計 画を含めた、農用地利用集積計画を審査するものであります。それ では事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局（山口） | <p>議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたしま す。5ページをご覧ください。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提 出されたものであり、令和3年第7次の農用地利用集積計画案とな ります。利用権の設定・転貸を受ける土地でございますが、整理番 号 3-7-1 利用権の設定を行う者 ■■■■■他 20名 対象農地 ■■■■■ 田 2429㎡、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間 20年の新規契約 他 27筆 合計面積 39,911㎡であります。</p> <p>農地中間管理機構から転貸を受ける者 ■■■■■ ■■■■■ 1社であります。</p> <p>明細につきましては、表のとおりでございます。別冊の議案資料を ご覧ください。1頁から 42頁迄が、貸し手 21名の集積計画各筆明細 書となっております。43頁が、借り手の農業経営の状況ございま す。借受人は、農地所有適格法人の要件を満たしている新規就農者 で、今回、賃貸借契約により農地を取得しようとするものでありま す。農業従事者数 3名、農作業従事日数 200日、ブドウ栽培を行</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>う計画となっております。以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第5号は承認されました。</p> <p>【議案第6号】</p> <p>では次に、議案第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。これについては、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局（樋口）</p> | <p>農地法の規定に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る証明手続について説明します。千葉県農地転用事務指針では、農地法の許可を要しないと認められる農地・採草放牧地の地目変更登記手続を行う際には、農業事務所の発行する「現況確認書」を添付するものとしています。本件土地の現況としては、別添の写真をご覧ください。柵で囲われた中に倉庫が建てられ、一部に碎石敷きがされた状態です。証明手続の対象地については千葉県農地転用事務指針で定められており、本件土地はこのうち「既に現況が農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間法第51条の規定による処分や関係行政機関から勧告を受けていないもの」に該当するため、証明手続の対象地となります。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第6号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって、本件は原案に対し承認とい</p> |

| | |
|---------|---|
| 議長 | <p>たします。</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p> |
| 局長 | <p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条 第1項 第7号の規定による届け出でございますが、今回は全て専用住宅として所有権を移転するもので、面積は1番が28㎡、2番は230㎡、3番は36㎡、4番は443㎡、5番は合計で772㎡、6番は合計で554㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。</p> |
| 事務局（鈴木） | <p>（このあとの研修会について説明）</p> |
| 会長 | <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第590回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は12月7日火曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時42分</p> |